第2期旭市次世代育成支援 特定事業主行動計画

平成22年4月

旭市長・旭市議会議長・旭市教育委員会 旭市選挙管理委員会・旭市代表監査委員 旭市農業委員会・旭市消防長・旭市病院事業管理者

目 次

第	I	糸	忩 論	Ĥ						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	言	十画	前の目	的					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	言	十画	期間						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	言	十画	で推	進体的	制				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(1)	旭	市特	定事	業:	主行	動計	一画贸	育定	'委	員	会			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1
		(2)	所	「属長	によ	る耶	哉場	環境	色の生	整備	i		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第				ゴの具						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	耶		しの勤!								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(1)		E娠中			-							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(2)	子	こども	の出	生即	寺に	おけ	るろ	く 新	[O	休	暇	の	促	進			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		(3)	育	児休													•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		7	7	育児	休業、	, Ī	育児:	短時	間勤	 動務	逐	Ŭ.	部	分	休	業	制	度	等	の)	围 🧷	知									
		/	1	育児	休業	等位	本験	談等	[に]	関す	つる	情	報	提	供																
		ŗ	ウ	育児	休業、	, Ī		短時	間勤	助矜	5及	び	部	分	休	業	を	取	得	L.	<i>\$</i> -	す	V)	雰	囲?	気	のj	醸	成		
		J	Ľ,	育児	休業	を耳	负得	した	職員	∄ Ø.)円	滑	な	職	場	復	帰	0)	支	援											
		ス	十	育児	休業	に作	半う	臨時	的作	壬月	制	度	等	0)	活	用															
		(4)	庁	内託	児施	設(の設	置			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		(5)	時	間外	勤務	の糸	宿減				•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4
		フ	7	小学	校就给	学如	台期	に達	まする	るま	で	(D)	子	ど	ŧ	0)	Įγ	る	職	員	か	架	夜	勤	務	等	D'	制	限		
		/	1	一斉	定時	退戶	宁 日	等の	実加	包																					
		ŗ	ウ	事務	の簡	素台)理	化の	推道	焦																					
		J	L,	時間	外勤	務(の縮	減の	たと	りの)意	識	啓	発	等																
		(6)	休	・暇の	取得	の()	足進				•						•									•					4
		フ	7	年次	休暇	の耳	负得	の仮	進																						
		/	1	連続	休暇	等0	の取	得の	促进	進																					
		ŗ	ナ	子ど	ものき	看記	隻を	行う	等の	りた	<u>.</u> め	0	特	別	休	暇	の	取	得	の1	促	進									
		(7)	人	事異	動に:	おじ	ナる	配慮	Ì																						5
		(8)	鵈	場優	先の!	環均	竟や	固定	的	は性	三岁.	役	割	分	担	意	識	等	の	是.	正(か	た	め	の.	取	組				5
	2	Ž,	この	他の	次世	仕る		支 接	\$ \\ \$	舎に	- 即	나	ス	重	項																6
	_	(1)		育で					くハリク	* (C	- 大	1 7	ره.	₽,	×																6
		(2)		っとも					- ス+	HH	; 골	'盐'	汘	酬			•			•											6
		(Δ)	1	$\subset \mathcal{D}$	1	Ħ	~ r_	あり	(1) T	凹型	マス	用八	口1.	到			-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	U

第Ⅲ	資料

旭市特定事業主行動計画策定委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・7

第2期旭市次世代育成支援特定事業主行動計画

第 I 総論

1 計画の目的

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が変化する中、次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会を形成するために制定された次世代育成支援対策法の趣旨に基づき、これまで国、地方公共団体、一般事業主などが職場を含め、社会全体で子育てに関する支援策を積極的に進めてきたところです。

旭市においても、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、平成17年度から平成21年度を計画期間とした第1期の次世代育成特定事業主行動計画を策定し、子育てしやすい職場環境づくりや育児休業に関する諸制度の周知などに取組んでまいりました。

この第1期計画の終了にあたり、職員の子育てに対するさらなる意識の向上と安心 して子育てができる職場づくりを進めるために第2期の次世代育成特定事業主行動計 画を策定するものです。

2 計画期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法であり、この計画は、第2期として後半の平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする。

3 計画の推進体制

(1) 旭市特定事業主行動計画策定委員会

この計画の策定及び円滑な実施を推進するために設置されている「旭市特定事業主行動計画策定委員会」が計画の進行管理等を行う。

(2) 所属長による職場環境の整備

この計画を推進する上で、所属長の果たす役割は極めて大きいものがあり、次世代 育成支援に関する職員の意識向上や、職場の環境整備については所属長の責務である ことを再認識するとともに、自ら率先垂範してこの計画の推進に努めるものとする。

第Ⅱ 計画の具体的な内容

1 職員の勤務環境に関すること

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

任命権者等は、職員の母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別 休暇制度及び出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図るものと し、所属長は、妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行うとと もに、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じない。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の促進

任命権者等は、子どもの出生時における父親の特別休暇制度を周知し、所属長は特別休暇及び年次休暇の取得促進を図る。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

平成21年度「勤務条件調査」の育児休業の取得状況をみると、女性職員は76.8%(市長部局等100%、病院事業68.6%)に対して、男性職員は実績無しとなっている。

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業等の制度周知

- ① 任命権者等は、子育では男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組 みとして、男性職員の育児休業等の取得促進を図る。
- ② 任命権者等は、育児休業等に関する資料を作成・配布し、制度の周知を図るとともに、経済的支援等について情報提供を行う。
- ③ 任命権者等は、妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続についての説明を行う。

イ 育児休業等体験談等に関する情報提供

人事担当課長は、育児休業等経験者の体験談や育児休業を取得しやすい職場環 境づくりの取組み例をまとめ、職員に情報提供を行う。

ウ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業等を取得しやすい雰囲気の醸成

① 任命権者等は、幹部会議等の場において、担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

② 所属長は、所属職員から育児休業の取得の申し出があった場合、業務に支障が生じないように業務分担の見直しを行う。

エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

所属長は、育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の情報提供を行い職場復帰に向けての支援を行う。

オ 育児休業に伴う臨時的任用制度等の活用

所属長は、所属内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行する ことが困難なときは、臨時的任用制度等の活用による適切な代替要員の確保を任 命権者等に要請し、その確保に努める。

◎ 以上のような取組みを通じて、育児休業等の取得率を全体で5ポイントの 向上を目指す。

(4) 職場内託児施設の設置

平成19年7月、旭中央病院に院内託児施設(民間委託)が設置されており、今後も病院職員(看護師等)が安心して働ける職場環境の整備と、看護師の安定確保のためにも院内託児施設の存続に努める。

入所状況:27名(定員30人・平成21年12月現在)

(5) 時間外勤務の縮減

職場における恒常的な時間外勤務は、子育てをする職員にとって大切な子どもと 触れ合う時間を奪うだけでなく、時間外勤務による過重労働は、職員の健康状態に 対しても重大な影響を及ぼすおそれがある。

時間外勤務の縮減対策として、市長事務部局においては、平成18年3月に「旭市職員の時間外勤務の取扱いに関する規程」を制定し、時間外勤務の抑制に努めてきているが、今後も時間外勤務を縮減するために、事務の簡素合理化による職場環境の整備や、人員の適正配置、また、時間外勤務は本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという職員意識の向上をなお一層図る必要がある。

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務等の制限 任命権者等は、小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及 び時間外勤務の制限の制度の周知を図る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

- ① 任命権者等は、定時退庁日を設定し、電子メール等による注意喚起を図ると ともに管理職員による定時退庁の率先垂範を行う。
- ② 人事担当課長は、定時退庁ができない職員が多い部署を把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

ウ 事務の簡素合理化の推進

既存の事務事業について、廃止・合理化等の見直しを常に行い、事務事業の 簡素合理化を推進する。

エ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

① 任命権者等は、時間外勤務の上限の目安時間の設定等を内容とする時間外勤 務縮減のための指針を策定する。

(旭市職員の時間外勤務の取扱いに関する規程では「市の執務日1日 につき3時間以内、1月につき30時間を超えないこと」としている。)

- ② 人事担当課長は、部署ごとの時間外勤務の状況を把握できるようにし、時間 外勤務の多い職場の所属長からヒヤリングを行う。
- ③ 所属長は、時間外勤務命令の事前命令・事後確認を徹底するとともに、所属 職員の時間外勤務の状況を常に把握するものとする。
- ④ 任命権者等は、時間外勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。

(6) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

年次休暇の取得促進は、子育て中の職員に大切な子どもと触れ合う時間の確保となるだけでなく、職員の健康管理、職務に対する能力向上に寄与するものであるが、年次休暇の取得状況を平成21年の「勤務条件調査」でみると、市長部局等で年平均7.6日であり国の年平均13.2日、県の年平均11.2日を下回っている。

- ① 任命権者等は、幹部会議等の場において定期的に年次休暇の取得促進の周知 を図ることで、職場の意識改革を行うとともに、所属長に対し所属職員の年次 休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。
- ② 人事担当課長は、年次休暇の取得状況の確認を行い、取得率が低い部署の所属長からヒヤリングを行う。

③ 所属長は、所属における業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。また、職員が安心して年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 任命権者等は、永年勤続職員に与えられる特別休暇制度(リフレッシュ休暇) を周知し、所属長は対象者に対し、年次休暇とあわせた有効利用を促進するものとする。
- ② 任命権者等は、月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の推進や、国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇を取得することを推進し、連続休暇等の促進を図る。
- ③ 所属長は、所属職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

任命権者等は、子どもの看護休暇等の特別休暇制度を周知するとともに、その 取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気の醸成を図る。

◎ 以上のような取組を通じて、平成26年度までに年次休暇の平均取得日数の目標を11日とします。

(7) 人事異動における配慮

任命権者等は、部署を異にする異動を命じる場合、子育ての状況に応じた人事上の配慮を行う。

(8) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

職員の仕事と子育ての両立を支援するには、障害となっている「育児より仕事が大事」といった職場優先の環境、「男は仕事、女は家庭・育児」といった固定的な役割分担意識に基づく職場における慣行等を解消し、男女共同参画意識の向上を図ることが必要である。

任命権者等は、職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が互いに協力して子育てを行うなどの男女共同参画意識の向上を図るための、情報 提供や意識啓発を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

任命権者等は、外部からの来庁者の多い公共施設において、乳幼児と一緒に安心 して利用できるトイレやベビーベッド・授乳室の設置等を計画的に行うことで、子 どもを連れた人が気兼ねなく利用できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバ リアフリーの取組みを推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域活動

任命権者等は、子どもたちの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、小中学校の社会科見学、職場体験学習等に協力するとともに、子どもたちが参加する地域の行事・活動に公共施設の敷地や施設を提供することとし、職員は、地域住民が安心して子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域の一員として子どもたちの健全育成のための活動、交通安全活動、防犯・少年非行防止活動等の地域活動に積極的に参加をするものとする。

旭市特定事業主行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条に規定する特定事業主行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び円滑な実施を図るため、旭市特定事業主行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の検討を行うものとする。
 - (1) 行動計画の策定に関する事項
 - (2) 行動計画の変更に関する事項
 - (3) 行動計画に定める措置の実施に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる所属の職員をもって組織する。
- 2 委員長は、総務課職員班主幹をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、会議を招集するものとする。

(参考意見の聴取)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、意見又は 説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課職員班において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成17年8月16日から施行する。

別表

所 属	人数
総務課庶務行政班	2人
総務課職員班	2人
教育委員会庶務課	1人
教育委員会学校教育課	1人
消防本部総務課	2人
総合病院国保旭中央病院総務課	2人